

事務連絡  
令和6年12月2日

建設関係団体 各位

国土交通省  
大臣官房参事官(建設人材・資材)

### 厚生労働省認定職業能力検定「団体等検定制度」の周知について

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)において、建設・土木業をはじめとする多様な職種において、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度の整備を官が支援していくという、官民連携の促進が求められています(別紙1)。

このスキルの評価制度の一つとして、厚生労働省において、「団体等検定制度」を令和6年3月に創設したところであり、今般、当省あて周知について依頼があったところです。

つきましては、貴団体あて周知するとともに、貴団体傘下の会員企業等に対する本制度の周知等について、御協力、御配慮をお願いいたします。

1. 団体等検定制度の概要については、リーフレット(資料1)を御参照ください。また、厚生労働省のウェブサイト<sup>1</sup>に資料等を掲載しております。年内には、本制度に関する動画も配信する予定としておりますので、そちらも併せて御参照ください。
2. 今後、労働者を対象とした職業能力検定を実施している、または、これから新しく検定制度の立ち上げを検討している企業・団体の皆さまを対象に、「団体等検定制度についての出張相談会」(資料2)をオンライン(Teams)併用で開催します。  
直近では、12月17日に大阪で開催いたします。詳細については、下記の団体等検定制度に係るウェブサイトにてお知らせいたしますので、傘下の会員企業の皆さまへの周知等をよろしく御願いたします。
3. 貴団体が開催する会合等において、オンラインにて、厚生労働省担当官が本制度の説明をさせていただくことも可能です。御要望がございましたら問合せ先まで御連絡ください。

4. その他の情報につきましては、随時以下のウェブサイト公開いたします。  
団体等検定制度に係るウェブサイト：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzai\\_kaihatsu/ability\\_skill/dantaitou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzai_kaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html)



5. 団体等検定は、建設キャリアアップシステムの能力評価制度における保有資格や登録基幹技能者制度の講習受講における資格要件として、活用することが出来ます。

※添付資料

資料1：職業能力検定に係るリーフレット

資料2：第3回「団体等検定制度についての出張相談会」の開催について

<本件に係る問合せ先>

厚生労働省 人材開発統括官参事官室（能力評価担当）

北村（きたむら）、窪谷（くぼのや） 電話：03-5253-1111（内線 5976、5945）

## ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版 (令和6年6月21日閣議決定)

### Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

#### ①現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

人手不足が目立つ、自動車運転業(物流・人流)、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業(修理や検査を含む)、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。

具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格(技能検定等)ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講については、本年秋より、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。

## ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 (抜粋) (令和5年6月21日閣議決定)

### 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

#### 1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

##### (2) 三位一体の労働市場改革

2024年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024年中に検討を行うとともに、幅広い業種(建設、物流、観光等)において、事業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。